世界遺産センターへの勧告の対応状況の報告について

(1)管理計画の世界遺産センターへの報告

遺産地域の包括的な管理計画の策定は、IUCN や世界遺産委員会から対応が求められていた課題の一つであり、<u>遺産地域管理計画の策定について世界遺産センターに報告</u>することが適当と考える。そのため、昨年度に作成した遺産地域管理計画の英訳を提出する。

「世界自然遺産地域の保全状況に関する調査報告書」(IUCN 2008 年 3 月) 勧告 2

管理計画は、海域管理計画に含まれているように、目的と管理戦略についてのみ概説するのではなく、活動内容、成果、客観的に検証することのできる指標を明確にした行動につながるものにすべきである。また、計画は様々な実行機関が分担する責任と役割を明確に示すとともに、計画実行のための時間枠を詳細に示すべきである。

勧告3

遺産の管理計画を見直し、包括的な遺産管理計画として完成させること。その中には、 多利用型海域管理計画を含むその他の個別の計画を全て統合すべきである。この管理計画 にはさらに、サケ科魚類、エゾシカ、スケトウダラ、トド、オオワシなどの指標種の管理 など、全ての鍵となる管理事項とエコツーリズムについて記述されるべきである。

「第32回世界遺産委員会作業文書」(2008年6月) 決議番号32C0M7B.16Corr 5.2008年現地調査団の勧告の実施状況について世界遺産センターに定期的に連絡し、2012年の第36回世界遺産委員会でその実施状況を検討するため、それらの問題に関する報告を2012年2月1日までに世界遺産センターに提出することをさらに要請する。

(2)方法

外務省を経由してユネスコ代表部に提出。